

安中市空家除却費 補助金申請のご案内



令和8年度版
安中市

安中市役所 まちづくり部 建築住宅課 住宅政策係

安中市安中二丁目13-7（本庁舎2階）

電話 027-382-1111

1. 補助金の概要

この補助金は、地域の良好な景観を守り、安全で安心な暮らしを送るため、自発的に空き家を除却（解体）する人にその費用の一部を補助するものです。

1年度につき1回の申請を行うことが可能ですから、過去にこの補助金を受けたことがある方でも対象になります。

2. 対象となる空き家

- ① 市内にある
- ② 個人が所有している ※法人の所有は対象外です。
- ③ 申請日においておおむね1年以上経過している空き家である
- ④ 戸建て住宅（店舗併用住宅も含む）
- ⑤ ほかの解体補助制度から補助金を受けていない
- ⑥ 所有権以外の権利が設定されていない（抵当権、地上権など）
- ⑦ 公共事業等の移転、建替の補償対象となっていない
- ⑧ 不動産販売・貸付、駐車場経営を職業にしている、その利益のために解体を行うものでない
- ⑨ 公会堂や集会所でない

※ 1年未満の空き家、未登記空き家も一定の条件を満たせば、補助金の対象になります。

※ 空き家バンクを利用して取得した空き家については、取得から5年を経過していなければなりません。

3. 補助対象者・・・①～④のすべてに該当する人

- ① 空き家（建物）の所有者または相続人
- ② 空き家（建物）の共有者や相続人が複数いる場合には、全員から解体の同意を得ている人
- ③ 市税を完納している人
- ④ 暴力団との関係がない人（家族も含む）

※ 公的機関が発行する書類により、成年後見人、相続財産管理人及び不在者財産管理人等の空き家を処分する権限を有する方も対象になります。

4. 補助対象となる工事

- ① **着工前**であること
- ② **市内施工業者**が行う工事

市内施工業者とは、市内に本社（本店）がある法人、または市内に住所がある個人業者であって、次のどちらかの要件を満たす業者をいいます。

- 土木工事業・建築工事業・解体工事業のいずれかの許可を得ている
- 建設リサイクル法の解体工事業の登録を受けている

- ③ 空き家本体の解体撤去、処分工事（解体に伴う以下の工事等も対象）
 - ・ 空き家の基礎や水道管、杭など地下埋蔵物の解体撤去、処分工事
 - ・ 空き家の附属物の解体撤去、処分工事（車庫、物置、塀、植木、庭石等）
 - ・ 解体撤去工事後の埋め戻し、簡易な整地（舗装は除く）
 - ・ 解体撤去工事に必要な仮設工事
 - ・ 空き家に残っている家具などの撤去、処分
- ④ 期限（**令和9年3月31日（水）**）までに完了することができる工事

5. 補助対象外となる工事

- ① すでに解体が始まっている工事・解体がすでに終わっている工事
- ② 空き家の一部のみを解体する工事
- ③ 倉庫や空き家に附属する車庫等のみの解体工事

※ 上記内容は一例です。詳しくはお問い合わせください。

6. 補助件数・金額

補助件数	60件	※予算総額に達した段階で締め切ります。
補助金額	・ 補助率	工事費用の2分の1（消費税相当額を含む）
	・ 限度額	30万円（千円未満は切り捨て）

7. 申請書類の配布場所

配布場所	① 建築住宅課（本庁舎2階） ② 松井田振興課 管理係（松井田庁舎1階）
配布時間	午前8時30分～午後5時15分（閉庁日を除く）
その他	安中市のホームページからもダウンロードできます。

8. 申請受付期間と必要な書類

受付期間	令和8年5月18日（月）から 予算総額に達するまで
申請書類	<input type="checkbox"/> 交付申請書（様式第1号）
	<input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類の写し（市外の方のみ）
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（土地・建物両方） ※発行から3ヶ月以内 ※未登記の建物の場合は、固定資産課税台帳の写し又は固定資産税納税通知書の写し
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本等（相続人による申請の場合） ※空き家所有者と申請者の相続関係が確認できる書類を提出してください。遺産分割協議書、公正証書遺言、法定相続情報証明等の書類でも可能です。
	<input type="checkbox"/> 誓約書（様式第2号）
	<input type="checkbox"/> 同意書（様式第3号） ※同意が必要な場合や未成年者の場合
	<input type="checkbox"/> 空き家の付近見取図（様式第4号）
	<input type="checkbox"/> 工事見積書
	<input type="checkbox"/> 着工前の現場写真（様式第5号）
	<input type="checkbox"/> 委任状（様式第6号） ※委任する場合のみ
<input type="checkbox"/> 確約書（様式第6号の2） ※必要な場合のみ	

※ 上記以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

9. 申請書類の提出場所

提出場所	建築住宅課（本庁舎2階） ※松井田庁舎での受付はありません。郵送でも提出できます。
受付時間	午前8時30分～午後5時15分（閉庁日を除く）

10. 補助金交付（不交付）の決定

提出された申請書を審査し、補助金交付（または不交付）の決定後、「補助金交付（不交付）決定通知書」を送付します。**交付決定の確認後、工事を着工してください。**なお、通知書が届くまで、申請日からおおよそ14日ほどかかることがあります。

1 1. 工事の変更・中止

やむを得ず工事を変更・中止する場合は、次の書類を提出してください。

- ① 変更（中止）申請書（様式第8号）
- ② 変更内容の分かる書類

注 意

- ・工事の追加や内容変更、減工事は申請が必要です。
- ・補助対象の工事費が増額になっても、補助金の増額は認めません。
- ・補助対象工事費の減額、増額どちらでも申請は必須です。

1 2. 工事の完了報告と補助金の請求

工事が完了したら、期限までに下記の書類を提出してください。

提出書類	<input type="checkbox"/> 完了実績報告書（様式第10号）
	<input type="checkbox"/> 領収書の写しなど
	<input type="checkbox"/> 完了後の現場写真（様式第11号）
	<input type="checkbox"/> 補助金請求書（様式第13号）
提出期限	令和9年4月9日（金）
提出場所	建築住宅課（本庁舎2階） 午前8時30分～午後5時15分（閉庁日を除く）

※ 上記以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

提出書類を審査し、請求書に不備がなければ、おおよそ30日後の振込です。ただし、振込口座は申請者ご本人の口座に限ります。

1 3. 補助金の取消・返還

下記に該当する場合、取消しや返還を求めることがあります。

- ① 嘘や不正な手段を使って、補助金を受けたとき
- ② 交付決定の内容や、交付の条件を守らなかったとき
- ③ 市長の許可を得ずに、工事の内容を変更・中止したとき
- ④ 実績報告書を提出期限までに提出できなかったとき

14. 注意事項

- ① 補助金の交付決定通知を受けるまで、工事を着工しないでください。決定前に着工した場合、補助金の交付はできません。
- ② 提出書類は返却しませんので、必要な場合は事前にコピーをとってください。
- ③ 市では、市内施工業者の紹介や斡旋はいたしません。
- ④ 市では、電話や訪問による解体工事の勧誘、市から業者に委託して勧誘をするなどの行為は一切行っていません。この補助金を語った強引な勧誘や、一方的な工事をして高額な請求をする悪質業者にご注意ください。
- ⑤ 市では、解体にかかわるトラブルについて一切関与いたしません。

15. 安中市危険ブロック塀等撤去費補助金のご案内

空き家本体の解体撤去に伴い、道路に沿って設置された危険ブロック塀等の撤去をお考えの方は、**危険ブロック塀等撤去費補助金(最大5万円)**を申請できる場合があります。空家除却費補助金とは別の補助金メニューであり、別途申請手続きが必要になります。詳細は下記までお問い合わせください。

※実績報告の期限が異なりますのでご注意ください。

☞ **建築住宅課 指導係**
電話 027-382-1111 (代)

危険ブロック塀等撤去費補助金の対象となる場合、**空き家本体の解体部分に係る見積書と危険ブロック塀等の撤去部分に係る見積書を別々に取得し、それぞれ補助金交付申請**をしていただくこととなります。

16. 建物の滅失登記

除却後の滅失登記は法務局で行いますが、安中市を管轄する「高崎支局」のみで申請を受け付けています。「富岡支局」ではできませんので注意してください。

☞ **前橋地方法務局 高崎支局**
高崎市東町134-12 高崎地方合同庁舎
電話：027-322-6315 (代)

滅失登記の手続をしないと、いつまでも建物が存在していることになり、固定資産税の課税も続きますので早めの手続をお願いします。固定資産税は1月1日現在の所有者に課税されます。12月末日に手続きが間に合わない場合は、取り急ぎ税務課固定資産税係にご連絡ください。また、未登記建物の除却である場合は、税務課固定資産税係において手続きをお願いいたします。